

令和3年第2回甲良町議会臨時会会議録

令和3年2月12日（金曜日）

◎本日の会議に付した事件（議事日程）

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 発議第2号 審査申し立てに関する処分庁としての弁明書の提出について

◎会議に出席した議員（11名）

1番	小森正彦	2番	岡田隆行
3番	山田充	4番	野瀬欣廣
5番	阪東佐智男	6番	宮寄光一
7番	丸山恵二	8番	木村修
9番	建部孝夫	10番	西澤伸明
11番	山田裕康		

◎会議に欠席した議員

なし

◎会議に出席した説明員

町長	野瀬喜久男	総務課主幹	岩瀬龍平
総務課長	中川雅博		

◎議場に出席した事務局職員

事務局長	橋本浩美	書記	中大路愛
------	------	----	------

(午前10時04分 開会)

○山田裕康議長 ただいまの出席議員数は11人です。

議員定足数に達していますので、令和3年第2回甲良町議会臨時会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布しているとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、7番 丸山議員、8番 木村議員を指名します。

日程第2 会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○山田裕康議長 異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は、本日1日間と決定しました。

これより、町長の挨拶を求めます。

町長。

○野瀬町長 本日、令和3年第2回臨時会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、大変お忙しいところ、全員のご出席をいただき、厚く御礼申し上げます。

令和3年2月8日付で、地方自治法第101条第2項の規定により、議長から本臨時会の招集要求がありましたので、本職をして、2月9日に招集告示をさせていただいた次第であります。本日、招集申し上げました臨時会に付議されている案件は、審査の申し立てに関する処分庁としての弁明書の提出についてであります。

以上、簡単ではありますが、議会開会にあたりまして、付議案件の内容を申し上げ、挨拶をさせていただきます。

○山田裕康議長 日程第3 発議第2号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 発議第2号 審査の申し立てに関する処分庁としての弁明書の提出について。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

令和3年2月12日。

甲良町議会議長 山田裕康様。

提出者 甲良町議会議員 建部孝夫。

賛成者 甲良町議会議員 西澤伸明。

同じく、阪東佐智男。

○山田裕康議長 本案については、建部議員から提案説明を求めます。

建部議員。

○建部議員 それでは、ただいまより提案説明をさせていただきます。

令和2年12月25日に甲良町長、野瀬喜久男氏が出されました給与に関する審査請求書に対しまして、議会としての弁明書を提出する運びになりましたので、皆様方のご賛同を得たく、ただいまより内容の提案説明をさせていただきます。

弁明書でございますが、非常に長いので、要点のみのところを数カ所挙げて、提案に代えさせていただきます。

まず、弁明の趣旨であります、「審査請求を棄却する」という裁決を求める弁明でございます。

その内容でございますが、もう資料のページ数を述べて、その内容を申し上げていきます。まず、6ページをお開きください。

冒頭の「すなわち」というところからですが、審査請求人自身も、非があり、給料を減額すること自体やむを得ないと考えていること、さらに、これはEの議決というの、また資料があるんですが、そこを見ていただければいいんですが、Eの議決である40%減についても正当であると認めていることであるという表現をしていますが、これについては、今回の20%以前に3月議会で提案された内容については何ら異議申立てもなく、一応認めているというところがございます。

そうすると、本件の争点は差額の20%減が6カ月間であることが正当であるか否かの問題であるということでございます。要するに、この議論はいろいろ申立書の中に、憲法であり、また法律第何条であり、条例第何条とかいうことに対する違反であるという、またそういう脱法行為であるというような指摘がありました。それら全ては違反ではない、正当であるという趣旨でこの弁明書は作成されております。そういったことで、この争点は20%減が6カ月間であることが正当であるか否かの問題であるということでございます。

そして、9ページの中段以降、「そして」というところがあります。そして、本件では、40%減額されていたものを、さらに20%だけ、上乘せしたものであり、全体として60%と見るべきではない。町長の給与の40%減額については、当分の間とされているが、町長が、町長選挙の際における選挙資金一部不記載、借入金、野瀬喜久男後援会への寄付金不記載等の説明を果たせば、「当分の間」の減給は終了し、満額給与が支払えていたものである。

本件は、20%減額について、適正であったのか否かを判断することになると、同じくそのような表現です。

次に、10ページの(5)の4行目。審査請求人は、首長に対する不信任決議を上げるべきであり、首長の給料を減額する条例を制定し首長を辞職に追い込む手段は、許されないと主張する。申立書にはそのように出ていました。しかし、議会としては、本件2つの事件については、首長不信任の高度な違法なレベルに達していないという見解であり、政治的責任のために、給料の減額という判断をしたものである。要するに、町長不信任のレベルまでは達していないという内容でございます。

最後に、11ページ、6行目の「従って」というところです。本減額によって、首長の賃金が、週40時間を前提にした最低賃金を下回るとか、甲良町職員の初任給を下回るとかという事態に至った場合には、憲法29条第1項を理由に、給料請求権の侵害となるが、それ以外は、憲法29条第1項違反ではない。本件では、減額後の給与は、金26万4,000円であり、最低賃金より高い金額であり、憲法第29条第1項違反には該当しないと。

なお、憲法29条第2項では、「財産権の内容は、公共の福祉に適合するように、法律でこれを定める」と規定されている。すなわち、給与請求権の内容は、法律、ここでは条例で定めることになるので、何ら違法ではないということが結論として出てきております。

こういう内容でもって、皆さん方のご賛同を得て、この弁明書を県の自治紛争処理機関に提出をしたいというふうに思いますので、何とぞご賛同よろしくをお願いします。

○山田裕康議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○山田裕康議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 10番 西澤です。

私は、審査請求人、野瀬町長の申立書を読ませていただきました。そこに書いてある3ページですね。この審査請求の大前提となる問題がここにあるんだろうと私は理解をしました。というのは、前任町長以来から政治的対立、町長支持派、町長不支持派。つまり町長派、反町長派と言われる部分がずっと残っている、こういうことから派生をして、行政のミスや殊さらあげつらい、こういうのも全部そういうところから出てくるんだろうというふうに思います。

そして、私たち議会が行った議決そのものに異議を挟んだところに、確か

に違法性があれば異議を挟み、そしてきちんと申立てのルートをつくっていく必要はあると思いますけども、その2つの事案、つまり反省を求める2つの事案が私たちの弁明の中にも書いていますが、そこに対する真摯な反省の態度がないというのが大変残念至極であります。

そういう点では、議会の議決が係争の場に移動をする、移行をしていくという点では、次、知事の裁定が終われば、そこで不服であれば大阪高裁、それから、そこから不服であれば最高裁に移動をしていく。つまり、これをもって町長と議会の正常な話し合い、そしていろんな施策の展開、それから町民が望んでいるいろんな要望の予算上としての、制度としての実現、これをどうするのかというのが後景に迫りやられてまう。こんな状態が生まれるのではないかという、大変危惧をします。

そういう点では議会の議決、これはやみくもに出してきたわけではありませんし、審査請求書にあるように、殊さらあげつらったわけではないんですね。私は特に弁明書の2ページから始まる議決の理由、大変整理をされた弁明書になっているというように思います。事実関係も押さえて、そしてその事実関係から町長としての責任、つまり職員のミスや、それから過ちがありました。けども、その過ちが小さく、また事前に防止できる、そういう役割を町長が、果たさねばならないことを怠っていたのではないかということが指摘をされています。

ましてや町長は職員力の向上、これを大きく掲げて選挙戦に、どの選挙も臨んでおられます。そういう町長の基本姿勢、信頼される町政を築く、職員力の向上ということから見れば、やはり日常、不断に職員への指導、監督を怠りなく、やっぱりしていかなければなりません。それぞれ一つ一つの事案についても、職員が足りないところを町長が補う、ないしは指導、監督をきちんとしていくというのは当然のところだというように思います。そういうところができていなかったために政治的責任を求めたわけです。

それで、弁明書の9ページに、いみじくも弁護士先生に書いていただきました真ん中辺りですね。首長は会社の代表取締役に近いものであり、会社の不祥事があった場合には、会社の代表者は20%を超えた報酬カットという事例は多数存在します、こういうように弁明で述べています。

町長の審査請求書は憲法、それから労働法関係、それから職員の処罰に関する条例などを持ち出していますが、全て適用することができないものを出しています。一番、この審査請求書で、私が何という初歩的なミスをしているのかと思ったのは、最後の9ページの終わりの方ですね。審議会の意見を聞くことなくですよね。これ、審議会は、町長はもう十分知っているはずですよ。町長の諮問によって審議会が開かれて、その内容でよしあし、ないしは

いろいろな意見がついて、町長に答申が来ます。これを議会に求める、つまり、議会が制度上も法律上もできないことをもってやっていないと。こんなことは全く、議会をおとしめるように議論で吹っかけてきているにすぎないというように思うんです。ですから、そういう点では近藤先生に大変分かりやすく整理をいただいた弁明書だというように思いますので、賛成討論とさせていただきます。

○山田裕康議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○山田裕康議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、発議第2号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○山田裕康議長 ご着席願います。起立全員です。

よって、発議第2号は可決されました。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

最後に、町長の挨拶があります。

町長。

○野瀬町長 本日、第2回甲良町臨時会におきまして付議された案件は、滞りなく審議され、決定されました。議員の皆様におかれましては、引き続き議員活動に精励されますようお願い申し上げ、議会閉会にあたりましての挨拶をさせていただきます。

○山田裕康議長 これをもって、令和3年第2回甲良町議会臨時会を閉会します。ご苦勞さまでした。

(午前10時23分 閉会)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

甲良町議会議長 山 田 裕 康

署 名 議 員 丸 山 恵 二

署 名 議 員 木 村 修